

評 価 証

第 1 3 0 0 4 号

【技術の名称】

摩 擦 増 大 ゴ ム 系 マ ッ ト (ケ ー ソ ン ラ バ ー)

1. 依 頼 者

法人の名称 株式会社 明治ゴム化成
住 所 神奈川県足柄上郡開成町延沢 1 番地
法人の名称 株式会社 明佑工販
住 所 東京都渋谷区代々木 2 丁目 11 番地 14 号 NKビル 6F

2. 評価の前提

- (1) 本技術の適用にあたっては、本報告書に示す留意事項の他、依頼者が推奨する方法で設計・施工されるものとする。
- (2) ゴム系マットとコンクリートは、ボルトにより固定されて密着している前提であり、本評価では、捨石とゴム系マットが敷設されたコンクリートの摩擦係数について評価する。

3. 評価の範囲

評価の範囲は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発目標に対して、施工実績の結果等により確認できる範囲とする。詳細は港湾関連民間技術の確認審査・評価報告書（第 1 3 0 0 4 号）に示す。

4. 評価の結果

- (1) 摩擦増大ゴム系マット（ケーソンラバー）の敷設率を $30 \pm 2.5\%$ かつ、高反力側に 25% 以上敷設することにより、摩擦係数が 0.8 を有することが、底版反力分布幅の底版幅に対する割合が 40% 以下の条件下で確認された。
- (2) 海洋汚染防止法による溶出試験に該当する有害物資を含まない資材であることが確認された。
- (3) 50 年後における、ケーソンラバー自体の摩擦係数の低下率が、5% 以内であることが確認された。

一般財団法人沿岸技術研究センターが定める港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領に基づき、上記の内容を確認した。

なお、評価証の有効期限は 5 年間とする。

平成 26 年 5 月 16 日

平成 31 年 3 月 31 日 第 1 回目更新

一般財団法人 沿岸技術研究センター

代表理事・理事長 高橋 重雄

